

香川県報



第 22 号

平成 16 年

3月19日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県職員倫理規則の一部を改正する規則

（行政企画課）

一

●香川県健康増進センター規則の一部を改正する規則

（健康福祉総務課）

二

告 示

○字の区域に編入する旨の届出

（自治振興課）

二

○保安林の指定の解除

（みどり整備課）

二

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

三

○生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定

（健康福祉総務課）

三

○生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出

（健康福祉総務課）

三

○道路の区域変更

（道路保全課）

三

○道路の供用開始（三件）

（建設課）

四

○道路の位置指定

（建設課）

四

○香川県証紙の売りさばき人の指定

（会計課）

五

○香川県証紙の売りさばき人の指定

（会計課）

五

公 告

○争議行為を行う旨の通知（二件）

（労働政策課）

六

○土地改良区の定款変更の認可

（土地改良課）

六

○土地改良区の役員の退任の届出

（土地改良課）

六

○土地改良事業に係る換地処分届出

（土地改良課）

六

○開発行為に関する工事の完了

（都市計画課）

六

公安委員会規則

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正す

（都市計画課）

六

規 則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

七

公安委員会公告

○道路交通法の規定による技能検定員審査の実施

一〇

○道路交通法の規定による教習指導員審査の実施

一一

選挙管理委員会告示

○平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号の一部訂正

一一

○平成十三年香川県選挙管理委員会告示第六十五号の一部訂正

一二

人事委員会告示

●給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の

一

部改正

規 則

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十号

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則

香川県職員倫理規則（平成十三年香川県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県健康増進センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十一号

香川県健康増進センター規則の一部を改正する規則

香川県健康増進センター規則（昭和五十二年香川県規則第二十号）の一部を次のように

改正する。

第二条中「次のとおり」を「健康度測定による診断及びそれに基づく指導その他健康の増進に関すること」に改め、同条各号を削る。

第三条第一項中「において健康度測定診断指導を受ける」を「を利用する」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

(利用することができない日)

第四条 健康増進センターを利用することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、健康増進センターを利用することができない日を変更し、又は健康増進センターを利用することができない日を設けることができる。

第六条中「については別表第二、同項に規定するトレーニング室、体育室又はサウナぶろを当該施設使用回数券により個人が使用する場合は使用料については別表第三、同項に規定する附属設備並びに会議室及び調理室の冷暖房の使用料については別表第四に定める」を「は、別表の」に改める。

第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(利用の制限)

第七条 知事は、健康増進センターを利用する者が他人に迷惑をかける行為その他健康増進センターの管理に支障のある行為をするおそれがあると認めるときは、健康増進センターの利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

第八条を削る。

第九条中「知事が」を削り、同条を第八条とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年三月二十日から編入する旨、綾南町長から届出があった。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	綾歌郡綾南町大字北字北川東	下 欄	綾歌郡綾南町大字北字有岡五〇四の四から五〇四の六まで及び五〇七の六
-----	---------------	-----	-----------------------------------

●香川県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

- 一 小豆郡内海町岩谷字椎木乙一の六、乙一の七、乙二の六、橘字串ノ浦乙三の一一から乙三の一八まで、乙五の二、乙五の三、乙六の四、乙六の五、乙七の五、乙八の六、乙九の六、乙一〇の六から乙一〇の八まで、乙一三の四、乙一三の五、乙一四の四から乙一四の六、乙一七の四から乙一七の六まで、乙一九の六から乙一九の八まで、乙一九の一一、乙一九の一二、字恵比須石乙五五の一一〇、乙六一の四、乙六一の五、乙六一の一一から乙六一の一七まで、乙七三の四、乙七三の七、乙七四の二、池田町大字蒲野字小蒲野五八三の一、観音寺市室本町字七宝三六の四、四七の四、四八の五、六四の二、六四の四、六六の一、六九の六、三豊郡詫間町大字大浜字艾乙四三八の七、乙四三八の一二、字灘乙四三九の一七、乙四三九の二〇、乙四三九の二三、乙四四一の六、仁尾町大字仁尾字曾保甲一六六三の四から甲一六六三の六まで、甲一六六四の六から甲一六六四の八まで、字南草木庚九八九の二八から庚九八九の三〇まで
- 二 保安林として指定された目的 魚つき
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

- 綾歌郡宇多津町字青ノ山三七八四の五、三八一〇の五、三八一〇の一〇
 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 3 解除の理由 指定理由の消滅

●香川県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、三、一	あらきデンタルクリニック	荒木 謙太郎	坂出市室町三丁目四番一四号
平成一六、三、一	そうごう薬局丸亀店	総合メディカル株式会社	丸亀市米屋町四二番地一

●香川県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。
 平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	施 術 者	施 術 者 の 住 所	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
平成一五、一〇、一	小比賀 通 延	香川郡香南町由佐七六三一	小比賀接骨院	香川郡香南町由佐七六三一
平成一六、二、三	氏家 悟	丸亀市川西町南一六四四一	氏家接骨院	丸亀市川西町南一六四四一

●香川県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二

の規定により、次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨の届出があった。
 平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一一、九、三〇	小比賀接骨院	小比賀 敏 謹	香川郡香南町由佐七六三一

●香川県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十九日から同年四月九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
 二 路 線 名 三百十八号
 三 道路の区域

区 間	変 更 前 後 別		敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
東かがわ市西山字中将三八二番三 地先から 東かがわ市西山字中将三五四番七 地先まで	九・三 ノ 二一・八	九・三 ノ 三四・〇	七七	七七	道路改修工事に伴う現道拡幅

●香川県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十九日から同年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町北嶋三丁目三五三番一地从前	一三・〇	二六八	平成十四年香川県告示第六十八号で変更した区域
仲多度郡多度津町北嶋三丁目三三〇番一地从前	三三・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年三月十九日

●香川県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十九日から同年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 原田琴平線（二百六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

普通寺市木徳町字下所一〇八三番二地先から	一一・八	八〇〇	平成十一年香川県告示第八百三十一号で変更した区域
普通寺市木徳町字西上代二九二番一地从前	三二・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年三月十九日

●香川県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十九日から同年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九九番二地先から	一〇・五	九〇	昭和六十二年香川県告示第四百七号及び平成十五年香川県告示第五百十七号で変更した区域の一部
綾歌郡綾南町大字陶字庄屋四〇二番二地先から	一一・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年三月十九日

●香川県告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第十一号

二 指定 年月日 平成十六年三月四日

三 指定道路の位置 綾歌郡綾南町大字陶字猿王東一一九一七、一一九一九、一二〇、一

二五―二、一二五―三及び一二八―一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル六・〇四メートル

延長 九四・〇五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第七十六号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十五年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十六年三月八日

二 住所

高松市西の丸町二二―一二

三 氏名

四国キヨスク株式会社 代表取締役社長 児島和希

四 売りさばき場所

高松市サンポート二―一 マリタイムプラザ高松

公 告

●香川県公告第五十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松

赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年三月九日通知があった。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

要求内容の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議

二 日時

平成十六年三月二十日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間

三 場所

高松市番町四丁目一―三、高松赤十字病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的にすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独又は併用して行なう。

但し、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。

●香川県公告第五十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長丸山哲夫から次のとおり争議行為を行う旨平成十六年三月十一日通知があった。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十六年三月十一日付で、香川県厚生農業協同組合連合会会長理事宛に、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出した「賃上げ」「労働条件改善」等その他の要求に関する争議

二 日時

平成十六年三月二十二日午前零時以降本問題解決に至るまでの期間

三 場所

高松市屋島西町一八五七番地の一、屋島総合病院の構内又は職場
綾歌郡綾南町大字滝宮四八六番地の一、滝宮総合病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。
但し、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。

●香川県公告第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、引田土地改良区の定款の変更を平成十六年三月五日認可した。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住所
種類 氏名住所
理事 諏訪 博文 高松市川部町三九八番地
平成一六、三、一〇

●香川県公告第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北川東地区土地改良事業共同施行から平成十六年三月十日土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)北川東地区)の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。
平成十六年三月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市原田町字西三分一、一六一九―一の一部、一六二四―一の一部、一六二四―二の一部、一六二五―一の一部、一六二五―二の一部及び一六二五―三の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三豊郡山本町大字辻四五七〇番地一
有限会社黒川種苗園 代表取締役 黒川征一

公安委員会規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第一号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則(香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表三十の項1中

第十八条第一項第五号	軽車両の灯火の定め	○	を
第十八条第一項第五号	軽車両の灯火の定め	○	を
第二十二条第三号ハ	道路又は交通の状況により支障がないと認め る自動車の定め及び積載物の高さの定め	○	に

附 則

改める。

この規則は、公布の日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条の二」に改める。

第四条第一項第四号ホ中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 一次に掲げる車両。ただし、入浴作業のために道路上に停めておく等法第七十七条第一項に規定する道路使用の形態で行うものを除く。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する訪問看護事業のために使用する車両

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業（家庭において行われるものに限る。）のために使用する車両

ハ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業（居宅において行われるものに限る。）のために使用する車両

ニ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業（居宅において行われるものに限る。）のために使用する車両

ホ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業（居宅において行われるものに限る。）のために使用する車両

ヘ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護のために使用する車両

ト 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項に規定する訪問介護（居

宅において行われるものに限る。）、同条第七項に規定する訪問入浴介護、同条第八項に規定する訪問看護、同条第九項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第十項に規定する居宅療養管理指導のために使用する車両

第二章第五節中第十四条の前に次の一条を加える。

（自動車の積載物の高さの制限）

第十三条の二 令第二十二條第三号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第一の三に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、四・一メートルとする。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三（第十三条の二関係）

路線名	区間
高速自動車国道四国横断自動車道	東かがわ市坂元徳島県境から さぬき市鶴羽字東良谷二〇七四番地先まで
一般国道十一号	高松市前田東町字東本村三七六番一地从先から 三豊郡豊浜町愛媛県境まで
一般国道十一号高松東道路	東かがわ市坂元字開キ四番一地从先から 三豊郡豊浜町大字箕浦字鳥越甲丙二四九五番六地先まで
一般国道三十号	さぬき市鶴羽字東良谷二〇七四番地先から
一般国道三十号瀬戸中央自動車道	木田郡三木町大字井上字池上二二八七番一地从先まで 木田郡三木町大字池戸一六五四番四地先まで
一般国道三十二号	木田郡三木町大字井上字池上二二八七番一地从先から 高松市上天神町中坪五二九番一地从先まで
	高松市北浜町六番二地先から
	高松市鍛冶屋町七番一地从先まで
	坂出市檀石岡山県境から
	坂出市川津町字一ノ又五二五〇番三地从先まで
	高松市田村町字中川原四二六番三地从先から
	仲多度郡仲南町大字十郷字買田中手五二四番一地从先まで

一般国道百九十三号	高松市上天神町五二九番五地先から 香川郡香南町岡一六一番一地先まで
一般国道三百七十七号	香川郡香南町岩崎六七番一地先から 木田郡三木町奥山二一一二番一地先まで 香川郡香川町鮎滝一九九七番一地先から 綾歌郡綾歌町栗熊東東渡池一一四二番地先まで 仲多度郡仲南町十郷賀田五〇八番三地先から 観音寺市原町七五九番地先まで
一般国道四百三十八号	綾歌郡綾歌町岡田下中央五四五番四地先から 仲多度郡満濃町長尾東佐岡一四七一番地先まで
主要地方道(五号) 観音寺池田線	観音寺市本大町一六三六番一地先から 観音寺市本大町一〇四二番六地先まで
主要地方道(十号) 高松長尾大内線	高松市松島町七番一地先から 高松市上福岡町六五六番二地先まで 高松市木太町一三番一地先から 高松市木太町一五五七番地先まで
主要地方道(十二号) 三木国分寺線	高松市中間町四七八番四地先から 高松市中間町五五八番一地先まで
主要地方道(十三号) 三木綾南線	香川郡香川町川東下三三四番四地先から 綾歌郡綾南町畑田南原二二六七番一地先まで
主要地方道(十六号) 高松王越坂出線	高松市茜町七九二番一地先から 高松市郷東町四七〇番一二地先まで
主要地方道(十九号) 坂出港線	坂出市林田町四七七番一地先から 坂出市林田町二〇九番三地先まで 坂出市入船町一丁目六番一四地先から 坂出市入船町一丁目四番九地先まで
主要地方道(二十一号) 丸亀託問豊浜線	丸亀市港町三〇七番一六地先から 丸亀市新浜町一丁目八〇三番七三地先まで
主要地方道(二十三号) 詫間琴平線	三豊郡詫間町松崎二七八〇番三八三地先から 三豊郡詫間町の場六七八四番二地先まで 仲多度郡仲南町佐文中央六八七番一地先まで
主要地方道(三十三号) 高松善通寺線	高松市西宝町一丁目六一六番一地先から 坂出市府中町九七番一地先まで 丸亀市原田町東三分一二二二八番一地先から 善通寺市原田町一五七八番一地先まで 善通寺市金蔵寺町一二九〇番二地先から 善通寺市稲木町一二七〇番一地先まで
主要地方道(三十五号) 豊中三野線	三豊郡豊中町笠田笠岡二一五八番一地先から 三豊郡三野町吉津乙二二三九番一地先まで
主要地方道(四十三号) 中徳三谷高松線	高松市林田町二〇三六番一地先から 高松市木太町一五四九番五地先まで
主要地方道(四十四号) 円座香南線	香川郡香南町岡一六一番一地先から 香川郡香南町岩崎六七番一地先まで
主要地方道(四十五号) 高松空港線	香川郡香南町由佐三四六五番四地先から 香川郡香南町岡三六四番一地先まで
一般県道(百三十六号) 志度小田津田線	さぬき市志度一八八三番二地先から さぬき市志度一二一四番二地先まで
一般県道(百五十五号) 牟礼中新線	高松市春日町一三八三番一地先から 高松市春日町一五二五番一地先まで
一般県道(百五十七号) 高松東港線	高松市朝日町五三六番地先から 高松市松島町一番一地先まで
一般県道(百七十三号) 高松停車場栗林公園線	高松市西内町二番一地先から 高松市西内町三番一地先まで

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 審査の期日及び場所

1 期日 平成十六年四月二十一日（水）から同年五月二十一日（金）までの間で、受付期間終了後、申請者に通知する。

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

1 受付期間 平成十六年三月二十五日（木）から同年四月二日（金）まで

2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八

香川県警察本部交通部運転免許課教習所係

電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

(一) 審査申請書（2の受付場所で作付する用紙に必要な事項を記入したもの）

(二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 規則第十七条第一項、第二項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号、第二項各号又は第三項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。

2 詳細については、三の2の受付場所で作付する受審案内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 審査の期日及び場所

1 期日 平成十六年四月二十一日（水）から同年五月二十一日（金）までの間で、受付期間終了後、申請者に通知する。

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

1 受付期間 平成十六年三月二十五日（木）から同年四月二日（金）まで

2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八

香川県警察本部交通部運転免許課教習所係

電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

(一) 審査申請書（2の受付場所で作付する用紙に必要な事項を記入したもの）

(二) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号、第四項各号又は第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

- 1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で作付する受審案内書を参照すること。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、観音寺三豊建設同友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年三月十九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

その他の政治団体の部観音寺三豊建設同友会のうち1中

「1 収入総額	〇円」を
「1 収入総額	5円」に改め、
本年収入額	5円」
同部観音寺三豊建設同友会のうち3中	
「3 資産等の内訳	な し」を
「3 翌年への繰越額	5円」
4 収入の内訳	
その他の収入	5円」に改め、
1件10万円未満の収入	5円」
合 計	5円」
5 資産等の内訳	な し」

●香川県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県衆議院比例区第二支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十二年香川県選挙管理委員会

告示第六十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年三月十九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

政党の支部の部自由民主党香川県衆議院比例区第二支部のうち1及び2中

「1. 収入総額	64,273,125円」を
「1. 収入総額	69,273,125円」に、
本年収入額	63,748,525円」を
本年収入額	68,748,525円」に、
「2. 支出総額	63,565,158円」を
「2. 支出総額	68,565,158円」に改め、
同部自由民主党香川県衆議院比例区第二支部のうち4中	
「寄 附	29,291,325円」を
「寄 附	34,291,325円」に、
「政治団体分	10,600,000円」を
「政治団体分	15,600,000円」に、
「合 計	63,748,525円」を
「合 計	68,748,525円」に改め、
同部自由民主党香川県衆議院比例区第二支部のうち5中	
「寄附・交付金	31,297,700円」を
合 計	63,565,158円」
「寄附・交付金	36,297,700円」に改め、
合 計	68,565,158円」
同部自由民主党香川県衆議院比例区第二支部のうち6中	
「藤 栄 会	高松市」を
「藤 栄 会	1,000,000円」
「藤 栄 会	1,000,000円」
日本歯科医師連盟	5,000,000円」に改め、
	東京都千代田区」

人事委員会告示

●香川県人事委員会告示第一号

給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成十六年三月二十五日から施行する。

平成十六年三月十九日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

別表第一の八級の部警察の事務部局の項中「科学捜査研究所長」を削る。

別表第二の六級の項中「副隊長」を「副隊長」に改める。

科学捜査研究所副所長

別表第三の五級の項中「自然科学館長」を「自然科学館長」に改め、同表四級の項

科学捜査研究所長

中「科学捜査研究所副所長」を削る。

平成十六年三月十九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています